

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊交企第521号

令和元年11月28日

原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の一部が、本年12月1日から施行されることとされており、その施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）等が本年9月19日に公布され、本年12月1日から施行されることとなった。

これらの改正で、小児用の車が歩行補助車等に追加され、原動機を用いる歩行補助車等の車体の大きさの基準が引き上げられるとともに、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条第2項第1号の規定により、警察署長の確認を受けた小児用の車（電動乳母車等）については、車体の大きさの基準の適用から除外される。

府令第1条第2項第1号の規定により原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認（以下「確認」という。）の手續等については、下記のとおり運用するので、事務処理上誤りのないようになされたい。

## 記

### 1 原動機を用いる小児用の車の車体の大きさの基準

府令第1条第1項第1号は、原動機を用いる小児用の車の車体の大きさを、

- 長さ120センチメートル
- 幅70センチメートル
- 高さ120センチメートル

を超えないものであると規定している。

### 2 確認の手續

#### (1) 申請の手續等

確認は、1の車体の大きさの基準に適合しない原動機を用いる小児用の車の利用者から、小児用の車を通行させる場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に対し、別記様式第1の確認申請書の提出があった場合に行うこと。

利用者から確認申請書の提出があった場合は、内容を確認した上で受理するとともに、別記様式第3の確認証交付等管理簿（以下「管理簿」という。）に必要事項を

記入すること。

## (2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる小児用の車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、下記の書類を提出させ、当該書類の書面審査により確認の適否を判断すること。

ア 申請に係る小児用の車を作成又は販売する者の作成に係る当該小児用の車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

(例) 申請に係る小児用の車が通行する経路を示す見取図

(例) 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る小児用の車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じる安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

なお、当該書類のみでは判断できない場合においては、申請に係る小児用の車及び特定の通行方法についての実地調査を行うこと。

また、通行の場所が2以上の警察署の管轄にわたる場合は、申請を受理した警察署長は、通行の場所を管轄する他の警察署長と協議を行った上で、確認の適否を判断すること。

## (3) 確認証の交付

警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、別記様式第2の確認証（以下「確認証」という。）を交付すること。

確認証を交付したときは、管理簿に必要事項を記入し、確認申請書、提出させた書類及び確認証の写し（以下「確認申請書等」という。）を添付すること。

## 3 確認証の携帯

利用者が確認に係る小児用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させること。

## 4 確認証の返納

利用者が確認に係る小児用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該警察署長に返納させること。

確認証の返納を受けた警察署長は、管理簿に必要事項を記入し、返納を受けた確認証を当該申請者に係る書類に編てつすること。

## 5 保存期間等

確認事務等を取り扱った警察署にあつては、前記要領に従い作成した管理簿及び確認申請書等を、同一簿冊で常用管理文書として管理すること。

確認証の返納を受けた場合は、当該申請者にかかる確認申請書等を常用管理簿冊から抜き出し、返納を受けた確認証とともに、暦年で1年間保存すること。

## 6 確認事務にかかる警察署長の事務に関する専決

本通達に定められた、申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る事務については、交通担当課長の専決により行うことができることとする。

## 7 運用上の留意事項

原動機を用いる小児用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該小児用の車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通法上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる小児用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

※ 別記様式（略）